

平成二十三年内閣府・財務省・農林水産省令第一号

農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務の実施に関し必要な事項を定める命令
農水産業協同組合貯金保険法（昭和四十八年法律第五十三号）第三十六条第二項及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十五条の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構の震災特例業務の実施に關し必要な事項を定める命令を次のように定める。

第一条 この命令において、「指定支援法人」、「機構」、「特定優先出資等」、「震災特例業務」又は「震災特例勘定」とは、農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第二項、附則第三条第一項、附則第二十一条第一項又は附則第二十二条に規定する指定支援法人、機構、特定優先出資等、震災特例業務又は震災特例勘定をいう。

（震災特例業務に係る業務方法書の記載事項）

第二条 機構が震災特例業務を行う場合には、農水産業協同組合貯金保険法第三十六条第二項の主化に関する法律（以下「法」という。）第三十二条第二項、附則第三条第一項、附則第二十一条第一号）第一条の二各号に掲げる事項のほか、震災特例業務の方法とする。

（機構が取得する特定優先出資等）

第三条 機構が法附則第三条第二項の申込みを受けて取得する特定優先出資等は、その額が特定優先出資等の総額に占める割合が十分の九未満であるものとする。

（特定優先出資等の取得を求めた理由等）

第四条 機構は、指定支援法人から法附則第三条第二項の申込みを受けたときは、直ちに、指定支援法人が当該申込みに係る次に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

（特定優先出資等の取得を求めた理由）

第五条 機構は、法附則第五条第一項の決定を受けたときは、直ちに、当該決定に係る特定優先出資等の取得を行つたときは、直ちに、農林水産大臣及び内閣総理大臣が法附則第五条第一項の決定を行つたときは、前項各号に掲げる事項を記載した書面を農林水産大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

（特定優先出資等の取得等に係る書面の提出）

第六条 機構は、法附則第五条第一項の決定を受けたときは、直ちに、当該決定に係る特定優先出資等の取得を行つた額及びその内容を記載した書面を農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

第七条 機構は、震災特例勘定において整理すべき事項がその他の勘定において整理すべき事項と共通の事項であるため、震災特例勘定に係る部分を区分して整理することが困難なときは、当該事項については、機構が農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官の承認を受けて定める基準に従つて、事業年度の期間中一括して整理し、当該事業年度の末日（震災特例勘定の廃止の日の属す）

る事業年度にあつては、その廃止の日）現在において各勘定に配分することにより整理することができる。

第八条 機構が震災特例業務を行う場合には、農水産業協同組合貯金保険法施行規則第三条中「及び危機対応勘定（法第一百五条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。）」とあるのは、「危機対応勘定（法第一百五条第一項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。）」及び震災特例勘定（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十二条に規定する震災特例勘定をいう。以下同じ。）」と、同令第六条中「及び危機対応勘定」とあるのは、「危機対応勘定及び震災特例勘定」とする。

（利益及び損失の処理）

第九条 機構は、法附則第二十三条の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を農林水産大臣、財務大臣及び金融庁長官に提出しなければならない。

（勘定間の繰入れ）

（勘定間の繰入れを必要とする理由）

（区分経理）